

暴力は人権侵害です! 心身をおびやかす

ドメスティック バイオレンス

親密な関係における暴力、DV(ドメスティックバイオレンス)の被害者は、年々増加しています。暴力は、性別に関わらず、またどんな理由があっても許されることではありません。しかし、DVは、被害者の心身を脅かす深刻な問題であるにも関わらず、これまで家庭内の私的な問題として扱われていました。平成13(2001)年に「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が施行されてから、さまざまな形のDVが表面化し、また、さまざまな機関が被害者の相談、緊急一時保護、自立支援を行っています。今回は、大阪市内の民間シェルター「いくの学園」の取り組みを中心に、DVの現状や支援のありかたについて考えてみたいと思います。

DVは、学歴、年齢、経済力に関係なく起きています。加害者のなかには、暴力をふるったかと思えば、極端にやさしくなるなどのサイクルがみられる人もいます。このため、やさしくなった時は「今度こそ改めてくれるのでは」と期待を抱かせることがありますが、実際は、その繰り返しのなかで、DVは徐々にエスカレートしていくことが多くあります。

被害者は圧倒的に女性

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

平成13(2001)年に施行された「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)では、被害者を女性には

限定していません。しかし、実際、被害者は圧倒的に女性です。DVは、「安心」「自信」「自由」という、女性が人間らしく生きる権利を奪う、重大な人権侵害で、絶対にあってはならないことです。

身体的だけでなく、精神的・性的暴力も

暴力といっても、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、何をいっても無視する、大声で怒鳴るなどの精神的暴力、人間関係や行動の監視、つきあいを制限されるなどの社会的暴力、生活費を渡さない、金銭的な自由を与えないなどの経済的暴力、そして、避妊に協力しない、セックスの強要、ポルノ映像を無理やり見せるなどの性的暴力があります。

「DV」の社会的認知の大切さ

DVの背景には、男性は賃金を得、女性が家事育児を行うなど根強い役割意識や男性中心の社会システムなど、個人の問題として片付けられないような構造的な問題があります。

ゆえに、加害者の男性は無自覚に暴力をふるい、悪いことはすべて被害者のせいで、「お前が悪い」と言い続けられてきた被害女性も、DVの原因について「自分が悪いから」と思いこまされ、耐えるのです。仮に女性が、暴力から逃げようとしても、今度は経済的な問題に直面します。賃金の水準が低く、加害者の追求を逃れ、安全な生活を確保するためには、理不尽にも被害者が自宅を出ざるを得ない場合が多いのが実情です。また、DV被害者を保護し、自立を支援するシステムも





不十分です。こうした要因がDVを進める悪循環につながっています。

年々増加する被害相談件数

大阪市の「生活の中での男女の関係についての調査」(大阪市 平成12(2000)年度)によれば、夫・恋人からの暴力が「何度もあった」「一、二度あった」女性が66.6%。つまり、大阪市内の女性の6割は、夫・恋人から何らかの暴力を受けています。DV防止法に基づき、都道府県や市町村に設置されている配偶者相談支援センターによれば、平成21(2009)年度の総相談件数は72,792件、6年前の平成14(2002)年度に比べれば倍に増えていきます(内閣府調べ図-1)。また、警察における暴力相談等の対応件数も増加しています(警察庁調べ図-2)。大阪市内で相談を受けている区役所(各区保健福祉センター)での平成21(2009)年度の相談件数も1,064件と、平成14(2002)年の1.6倍となっています(表-1)。

活躍する民間シェルター

DVに関する相談・支援は、全国に180か所(平成20(2008)年4月現在)設置されている配偶者暴力相談支援センター(都道府県の婦人相談所、大阪府においては、大阪府女性相談センター)などで、相談やカウンセリング、情報提供のほか、住宅の確保、就業促進などの自立支援を、婦人相談所では、一時保護を行っています。

しかし、DV被害者が急増するなか、公共の

図-1 ● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

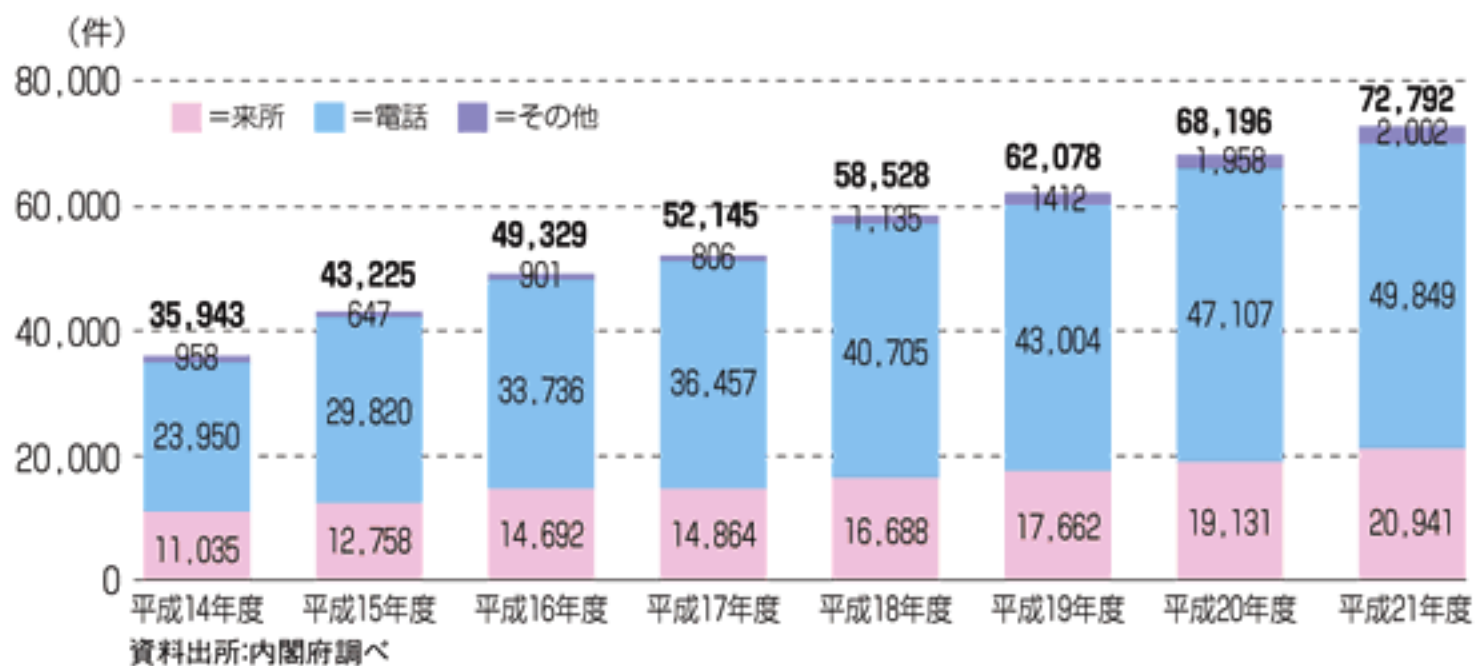


図-2 ● 警察における暴力相談等の対応件数

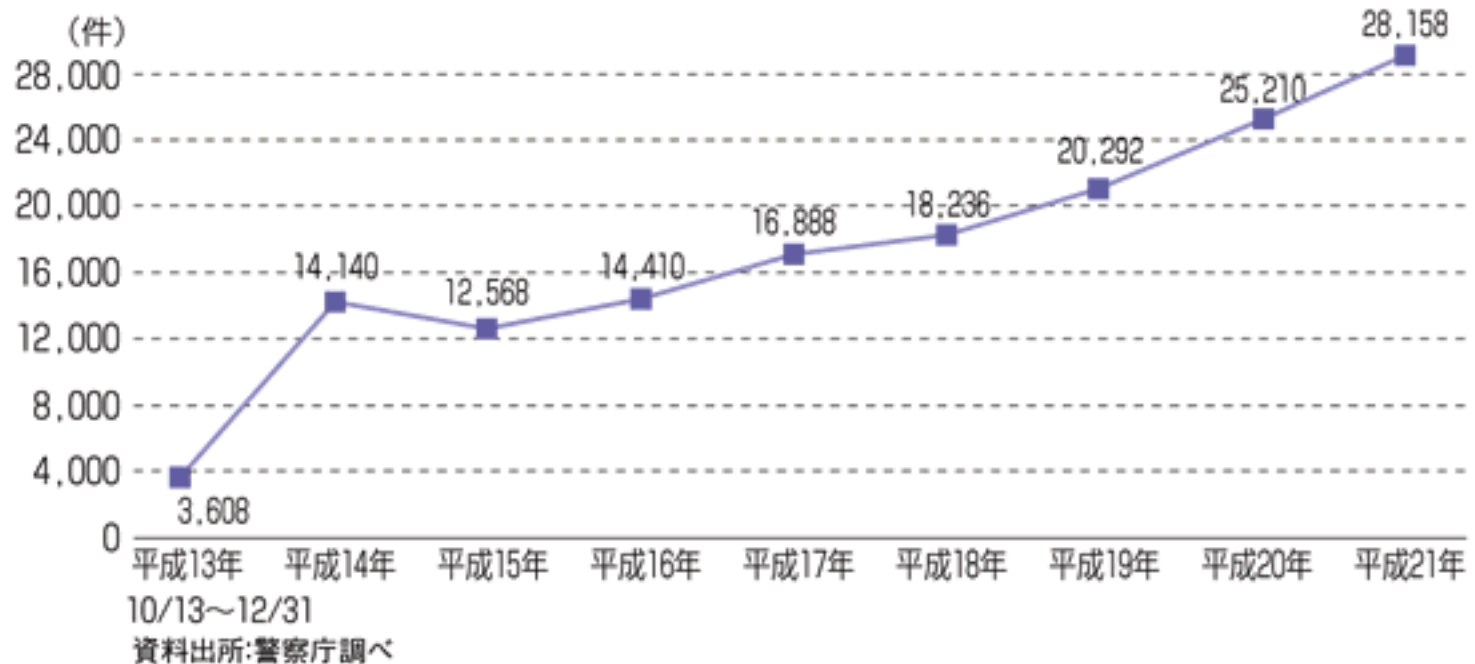


図-3 ● 夫・恋人からの暴力行為について(大阪市)

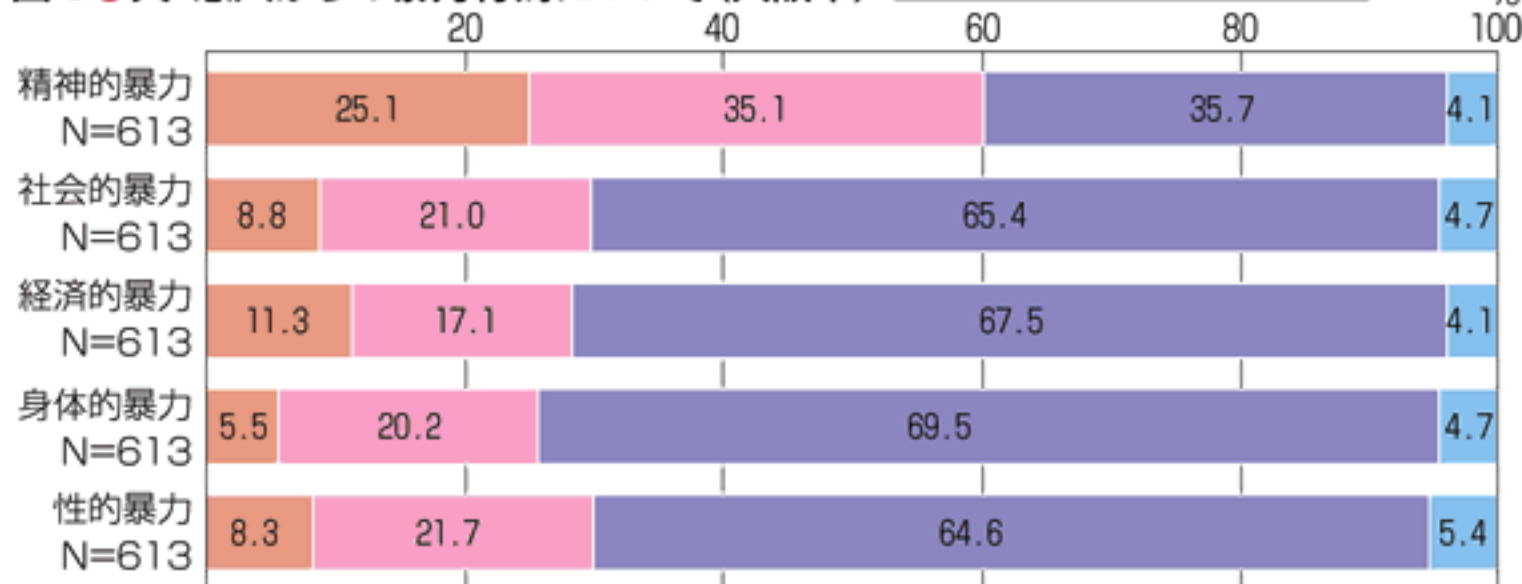


表-1 ● DVに関する相談件数(大阪市)

	平成13(2001)年	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年	平成17(2005)年	平成18(2006)年	平成19(2007)年	平成20(2008)年	平成21(2009)年
クレオ大阪でのDV相談件数(再掲)	379	526	650	589	465	545	484	587	524
クレオ大阪全相談件数	8,617	9,788	9,604	9,205	10,211	10,220	9,801	9,949	12,087
区役所地域保健福祉課での相談件数	—	656	840	1,048	996	1,068	898	911	1,064

資料:大阪市市民局調べ

施設だけでは不足しています。公共の施設に先駆けて、DV法が成立する前から、身近な地域に、暴力を受けた女性が身を寄せる場所として、民間のシェルターが立ち上がっていま

す。NPO法人全国女性シェルターネットによれば、同法人の加入団体は60数か所ですが、国内には100か所近くの民間シェルターがあるといわれています。

“かけこみ寺”として

大阪市内の民間シェルター「いくの学園」は、前身である大阪府の婦人保護施設45年の経験を活かしながら(平成9(1997)年、3婦人保護施設の統合で廃止される)、平成10(1998)年に「女のかけこみ寺・生野学園」として誕生。平成13(2001)年に法人格を取得し「特定非営利活動法人いくの学園」となり、現在に至ります。

「いくの学園」における事業の柱は、入所者支援、退所者の自立支援、相談活動の3つ。DV被害者が加害者から離れて、精神的、経済的、社会的に、地域で自立して暮らせるように、支援しています

「ようきてくれはったね」

「いくの学園」が最初に大切にしているのは、利用者の迎え方です。心身ともに傷つき、不安と恐怖におびえながら、やっとたどり着いた人に対して、「ようきてくれはったね。たいへんやったでしょうね。」と声をかけます。

ご本人が追いつめられて、家庭の外に出たそのシェルターで、どう受け入れられたのかは、その後のご本人の回復のありようにもかかわりません。少しでもほっとできる環境のなかで「暴力を振るわれるのは、自分のせい」と思いこんでいる女性に「あなたは悪くない。暴力は許されないんですよ」といいながら、じっくりと話をお聞きします。本人の希望については、たとえば、もう一度自宅に戻って、相手や自分の気持ちを確認したいとおっしゃっても、できるだけ本人の気持ちによりそいながら、帰宅後の安全確保等について相談したうえで、ご本人の選択を尊重していくことを大切にしています。

暮らしの中で 「やってもいい」を体感

「いくの学園」では、ほっとする間もなく生活再建に向けた課題(保護命令、離婚、住居、諸手続きほか)が山積するなか、安全確保ができる範囲内で、できるだけ普通の暮らしができるようにしています。そして、「どんな自分の気持ちを出してもOK。」「気兼ねをしないで、自分

の意思で暮らしを自由に作ることもOK」「何を相談してもOK」と理屈でなく体感してもらうことを大切にしています。

シェルター内では、利用者の食事会「はいかられすとらん」を開き、週1回はモノづくりをしています。おいしいものを食べながら、ものづくりながら、入所者や退所者同士の楽しい時間を過ごします。人が信じられない、自分の気持ちと言えない人たちも、少しずつ心を開いてきます。

入所中は、専門職(弁護士、司法書士、カウンセラー、保育士、保健師、社会福祉士ほか)や特技を持つボランティアがサポートします。子どもの世話をすることさえつらく、ほっと一息ついたり、法律相談やカウンセリング、相談中の時などに、ボランティアが代わりに子どもと遊んであげたりすることで、母親は自分の回復に専念でき、子どもに笑顔が出てくることで、母親の笑顔も戻ってくるのです。

退所者の困難によりそって

「お金も、頼る人もなく、いくの学園を巣立つとき、不安いっぱいでおしつぶされそうになった」。この言葉に象徴されるように、心身に深い傷をおったまま、自分で新しい生活を切り開くには相当のエネルギーが必要です。

退所者は、加害者に追いかけられる悪夢を見たり、PTSD(心的外傷後のストレス障害)やパニック症状があらわれたりしやすく、大きな声を出されただけで、DVがフラッシュバックすることもあります。また、加害者に追われないよう友人や親類との関係を断ち切らざるを得ない場合も多く、その辛さを誰にも話せず孤立感を深めることもあります。住まいを確保し、退所してから離婚の準備や通院、保育所・学校等の諸手続、就職などの現実的な問題も山積みで、なおかつ経済的にも苦しいのです。学園では、退所者の不安と困難によりそい、随時相談に応じ、自活のための生活保護の申請、法律相談などの同行支援等もしています。

さらに、DVを目の当たりにする家庭環境は、児童虐待でもあり、子どもに計り知れない影響を与えます。入所中も、母親に気兼ねして父親(DV加害者)のことを話題にできず、なか



「手先の器用なボランティアと一緒に利用者が手作りした作品」

には、父親を真似て暴言・暴力をふるう子もいます。そして、母親と同じく、友達と引き離され、孤独を抱えています。そこで「子どもたちの気持ちを聞いて欲しい」という母親たちの要望から、いくの学園では「かんがるープログラム」を実施。月1回、親子が別々のプログラムを楽しみ、緊張感を解きほぐしています。

また、退所しても事務所へは自由に相談や遊びに来ることができ、クリスマス会などの行事を通じて集まり、そこに入所者も加わって交流できるようになっています。「一人で食欲がなくても、学園にきたら、のどをとる」という人もいるほど。厳しい生活のなか、シェルターは親も子もほっとできる場所になっています。

恋人や同性パートナーへも 目を向けて

「同じDV被害者でも、不況の中で退職したら再就職先がないからと、現職場や子どもの学校も変えずにサポートを受けたい人たちがいます。支援はしたいのですが、すべての関係を断ち切ってきた人のいるシェルターへ、こうした加害者に情報が伝わる危険性が高い人たちがやってくるのは、避けなければなりません」とスタッフ。また、恋人同士のDVや男性同士のパートナーの場合など、DV防止法ではサポート対象外の人たちへの支援をするためにも、こうした人たちの住居が課題となっています。

退所者をあたたかく 迎え入れる地域へ

もし、DV被害者から相談を受けたら、「よく相談してくれましたね」と不安や恐怖を受け止

めるのが先決です。そして親密な相手の暴力が人権侵害であり、それを守る法律「DV防止法」があることや相談機関を紹介すること。まちがっても、自分の価値観ややり方を押し付けてはいけません。

最後に、DV被害者を受け止めることができる地域とは、どのような地域か、スタッフの方のうかがいがありました。

「身近な地域に、専門医やカウンセリングなどを無料もしくは安価で利用できる場所があり、また、サポーターがいて、安心して相談や仲間との交流を図り、自主的にさまざまな活動ができ、ほっとできる“立ち寄り場”のようなところがたくさんあれば、ずいぶん助けになるでしょう。辛いことを話せたり、情報を共有したりできる仲間がいることが、心の回復や生活再建には、大きな力になりますから。一人ひとりが、地

域には、DVの被害を受けて言えないまま辛い思いをしながら、くらしている人がいることを忘れずに。せめて、専門機関の窓口では、被害者がさらに傷つくことのないよう、言葉や態度に気を配るだけでも、被害者は、生きやすくなると思います」

男性の悩み相談

対象：大阪市内在住・在勤・在学の男性

電話相談【毎週金曜日 19:00～21:00】

☎06-6815-7405

面接相談【毎週金曜日 19:00～21:00】

☎06-6815-7420

面接相談は事前予約が必要で、予約は毎週金曜日の相談時間内にお受けします。

面接場所：クレオ大阪北

〒533-0023

大阪市東淀川区東淡路1-4-21

☎電話06-6320-6300

運営：財団法人 大阪市女性協会

相談窓口

「ひとりで抱えこまないで…
まずは、ご相談ください。」

総合相談

●クレオ大阪 女性総合相談センター

総合相談受付 ☎06-6770-7730

悩みの電話相談 ☎06-6770-7700

【火～土 10:00～20:30、日・祝
10:00～16:00】

DV専門相談 ☎06-6770-7723

【毎週金曜日のみ 13:00～16:00】

●大阪府女性相談センター

☎06-6949-6022

(配偶者暴力相談支援センター)

☎06-6946-7890

【9:00～20:00 祝日は休み】

DVから逃れて安全確保を求めたいとき…

●各区保健福祉センター

【月～金 9:00～17:30】

●各警察署生活安全課

【上記時間以外(緊急時には110番)】

※一度の相談で解決できなかった場合も、どうぞ、あきらめずにご相談ください。

「デートDV」って何?

主に夫婦間でふるわれる暴力をDV(ドメスティックバイオレンス)というのに対し、同居していない交際相手からふるわれる暴力のことを「デートDV」といいます。学生や未婚の若い人たちの間でも、恋人間など親密な関係になれば、夫婦間のDVと同じようなことが起こるのです。生野区の「地域福祉アクションプラン」*では、住民参加で「デートDV」防止の取り組みを行っています。

*地域福祉アクションプランとは、各区で市民・団体等が主体性を発揮し、より身近な地域での地域福祉を推進するしくみづくりとして、地域住民、福祉専門職、NPO・ボランティア、行政の協働により策定されている行動計画です。

DVだと感じたら
すぐに相談しましょう



DVではないか? と思ったら

お気軽にお電話ください。

●いくの学園ほっとライン ☎090-9629-4847

月～金(祝日以外) 12:00～17:00

※どこの国籍を持つ人も、LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス)も、どんな性別の人も、ひとりで悩まないでお電話ください。

※DV被害者の声を施策の指針に。お読みになりたい方は
上記までご連絡ください。



会員・カンパ寄付金大募集

夕陽丘基金の設立

「夕陽丘基金」は大阪市が行う施策と連携して、現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV被害者やその同伴者(主に子ども)に対して、経済的支援を行い心身の回復を図り、自立を支援することを目的に平成16年3月23日に大阪市の女性団体などが設立しました。

夕陽丘基金にご協力をお願い

《寄付金・カンパの振込先》

郵便振替口座:00990-7-190552

口座名義:夕陽丘基金

●お問い合わせ・連絡先

財団法人 大阪市女性協会内

「夕陽丘基金」運営委員会事務局

☎06-6770-7200

いくの学園はみなさんの力によって守られ、支えられています。

いくの学園を支える会

《年会費》

●個人1口 6,000円

●学生1口 2,000円

●団体1口 20,000円

●運営維持会員1口 120,000円
(毎月10,000円振込可)

《振込先》

郵便振替口座:00990-3-68635